

(裏面)

周辺住民等への周知を図る範囲

- (1) 事業用地が借地の場合は、土地の地権者
- (2) 原則として施設の敷地境界線から50m以内に居住する者及び事業所等の管理者
- (3) 隣地の地権者
- (4) 農業関係者（土地改良組合施行区画内にある場合は、同組合を含む。）
- (5) 水路利用者（水路利用組合がある場合は、同組合を含む。）
- (6) 上記以外で、市長が必要と認める範囲の住民等